

事 務 連 絡
平成29年7月25日

東北建設業協会連合会
専務理事 様

国土交通省 東北地方整備局
企画部 技術開発調整官

技術提案評価型工事における技術提案書提出時の留意点について【お知らせ】

技術提案評価型工事において技術提案書を提出する場合に「技術提案書（鏡）」と合わせて提出することになっていますが、「技術提案書（鏡）」の未提出により、競争参加資格が与えられなかった事案が発生しております。

つきましては、別添の通り、該当様式に注意書きを追記しますので、「技術提案書（鏡）」の未提出防止について関係する貴会会員に対して周知して頂くようお願いいたします。

（担当：技術管理課 課長補佐 佐藤）

【注意】技術提案書提出時の別記様式4について

■ 該当様式への注意書き

(別記様式 4)

工 事 名:

技 術 提 案 書(鏡)

本工事の技術提案書を提出します。なお、本技術提案書が適正と認められた場合には
本技術提案書に基づき施工します。

商号又は名称

代 表 者 氏 名

印

(注)技術提案書提出時には必ず本様式を提出すること。提出しない場合は、競争参加資格を与えない。

なお、技術提案書の(鏡)の代表者等の押印については、電子入札の場合は不要とし、紙入札の場合は押印すること。

・技術提案評価型においては、技術提案書と「技術提案書(鏡)」を提出しない場合、競争参加資格を与えない旨、入札説明書に記載しています。

・しかし、「技術提案書(鏡)」の未提出により競争参加資格が与えられなかった事案が発生しておりますので、申請時は十分な注意をお願いします。

技術提案書(鏡)の未提出を防止するため、今後は該当様式に注意書きを追記します。